

熊野町男女共同参画プラン（第三期）

～ 豊かな心を育むまち ～



令和4年2月

熊野町

目次

ご挨拶	3
第1章 プラン改訂にあたって	4
1 プラン改訂の趣旨	4
2 プランの位置づけ	5
3 プランの期間	5
4 プランの改訂体制	5
第2章 男女共同参画をめぐる熊野町の現状	6
1 人口及び世帯の状況	6
（1）人口	6
（2）世帯	7
2 就業の状況	7
3 町民の意識	9
第3章 基本的な考え方	13
1 基本目標	13
2 基本的な視点及び数値目標	13
第4章 施策の展開	14
1 男女共同参画意識の確立	14
2 家庭・地域における男女共同参画の推進	17
3 女性の自立支援と人権の擁護	25
第5章 プランの推進	35
1 推進体制の整備	35
2 相談等への対応	35
3 プラン進捗状況の点検・評価	35
資料	36

「男女共同参画宣言都市」宣言文

とも 男女に描こう虹色の未来

わたしたちは、祖先から受け継いだ伝統と高原の美しい自然に恵まれた環境で、熊野町の歴史と文化を育んできました。

そしていま「男女(とも)に描こう虹色の未来」と題し、男女が協力して一人ひとりの多彩な能力が発揮され、三世代が住みよいまち熊野町を目指し

- 広めよう ひと(男)と ひと(女)が、人間として差別なく喜びも責任も分かちあえるまちづくりを
- 進めよう 誰もが、あらゆる分野の計画に参加し、共に考え協力しあえる社会作りを
- 育てよう 家庭や職場・地域などで、性別による不平等をなくし、自由な生き方を選べる環境を
- 守ろう 一人ひとりの健康と安全を守り、誰もが自由と平和を愛する世界を

わたしたちはこの思いを抱き、確かな一歩を踏み出すことを誓い

ここに「男女共同参画宣言都市」を宣言します

平成20(2008)年12月20日
広島県 熊野町

上記の宣言文を基本としつつ、「L G B T s」という言葉の認知度が高まり、性的指向・性自認についての新しい動きなど、社会情勢を踏まえた理念を掲げるものとする。

誰もが、互いに人権を尊重する。

共生による、一人ひとりが「なんかいい」「ちょうどいい」

暮らしができる まち を目指して。

ご 挨 拶

近年では、少子高齢化の進行や、情報化社会、国際化の進展などにより、社会情勢は大きく変動しています。

特に、性の多様性に対する世界的な理解促進、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用・就業形態の多様化など、様々な視点で新しい価値観が生まれています。

このような変化に柔軟に対応し、適応していくためには、誰もが、あらゆる分野に参画し、自分の能力と個性を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現が不可欠です。

この度、第6次熊野町総合計画における基本目標の一つである「学ぶ力と豊かな心を育むまち」を実現するため、熊野町の男女共同参画社会形成の基本的な指針となる、「熊野町男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は本プランに基づき、幅広い分野において、男女共同参画社会の実現に向け、行政のみならず、家庭や学校、職場、地域など、様々な場面で、町民の皆様と協同して、取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本プランの改訂にあたり、熱心に議論いただきました熊野町男女共同参画プラン改訂委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和4年2月

熊野町長 三 村 裕 史



第1章 プラン改訂にあたって

1 プラン改訂の趣旨

男女共同参画社会を実現するためには、性別や昔ながらの分担意識にとらわれることなく、健やかに暮らすことのできる生活が不可欠です。

また、性の多様性を尊重するため、「男性が」「女性が」という価値観を排し、その個人が、自己を表現できる社会を形作っていく必要があります。

一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を存分に発揮できる社会の実現のために、努力を続けることが重要です。

国では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつも責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づく「男女共同参画基本計画」が平成12（2000）年12月に、さらに第2次及び第3次、第4次計画を経て、「第5次男女共同参画基本計画」が令和2（2020）年12月に策定され、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、平成27（2015）年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、男女共同参画の実現に向けた取組みは、新たな段階に入っていると言えます。

広島県においては、平成13（2001）年12月に「広島県男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づく「広島県男女共同参画基本計画」が平成15（2003）年2月に、さらに第2次、第3次、第4次と続き、令和3（2021）年3月には、「わたらしい生き方応援プラン広島」と名称を変えた計画が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開されています。

このような状況を踏まえ、熊野町では町としてめざす姿の実現に向け、平成20（2008）年2月に「熊野町男女共同参画プラン」を、平成25（2013）年4月に「改訂版熊野町男女共同参画プラン」を策定し、また、平成20（2008）年12月には「男女共同参画宣言都市」を宣言し、男女共同参画のまちづくりを総合的・計画的に進めてまいりました。

今回、プランの終期を迎えて、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策推進のため、プランの改訂を行います。

2 プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」及び女性活躍推進法第6条第2項に規定される「市町村推進計画」として策定するものです。プランの策定・改訂にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における活躍の躍進に関する基本方針」、県の「わたらしい生き方応援プランひろしま（第5次）」を踏まえると共に、「第6次熊野町総合計画」をはじめとする町の関連計画との整合性を図っています。

3 プランの期間

熊野町総合計画との整合性を図るため、同計画の目標年次と同一とし、本プランは、令和7（2025）年度までとします。

第6次熊野町総合計画は、令和3～令和12年度（2021～2030）です。

4 プランの改訂体制

平成25年度から令和2年度を期間とする「改訂 熊野町男女共同参画プラン」が終了することをうけ、令和3年3月に「熊野町男女共同参画プラン策定委員会」（巻末に名簿掲載）を立ち上げました。

策定委員会では、アンケート方式による住民意識調査等を前回と同規模で行い、プラン改訂に向けた現状と課題を検討し、「熊野町男女共同参画プラン（第3次）」原案へのご意見をいただきました。

また、庁内各部署が現行プラン各施策の進捗状況を踏まえながら検討を重ね、今後実現していくべき施策をまとめました。

〈アンケート調査の実施概要〉

実施時期	令和3年3月23日～令和3年4月30日
配布対象	20歳以上の熊野町住民から、無作為に抽出した2000人
回答総数	740件（うち 男性309件 女性431件）

前回アンケート時、配布対象を「町内事業者従業員」「公民館・体育館の利用者」「幼稚園・保育所・小学校・中学校の児童・生徒の保護者」としていましたが、今回は対象者を「20歳以上の熊野町民から2000人」としました。

より多角的・広い範囲の意見を集めるための変更でしたが、これに影響されたためか、回答総数は前回約9割から約4割へ大幅に減少しました。

第2章 男女共同参画をめぐる熊野町の現状

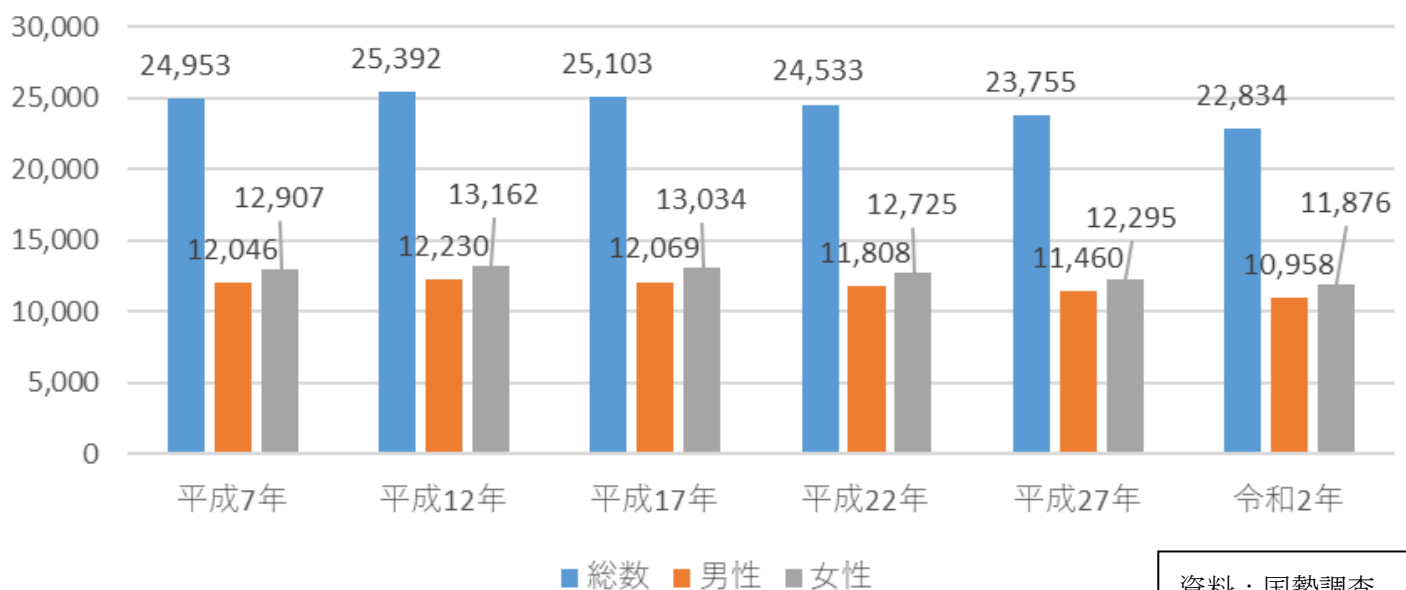
1 人口及び世帯の状況

(1) 人口

熊野町の人口は、平成12（2000）年がピークとなり、以降は減少傾向となっています。

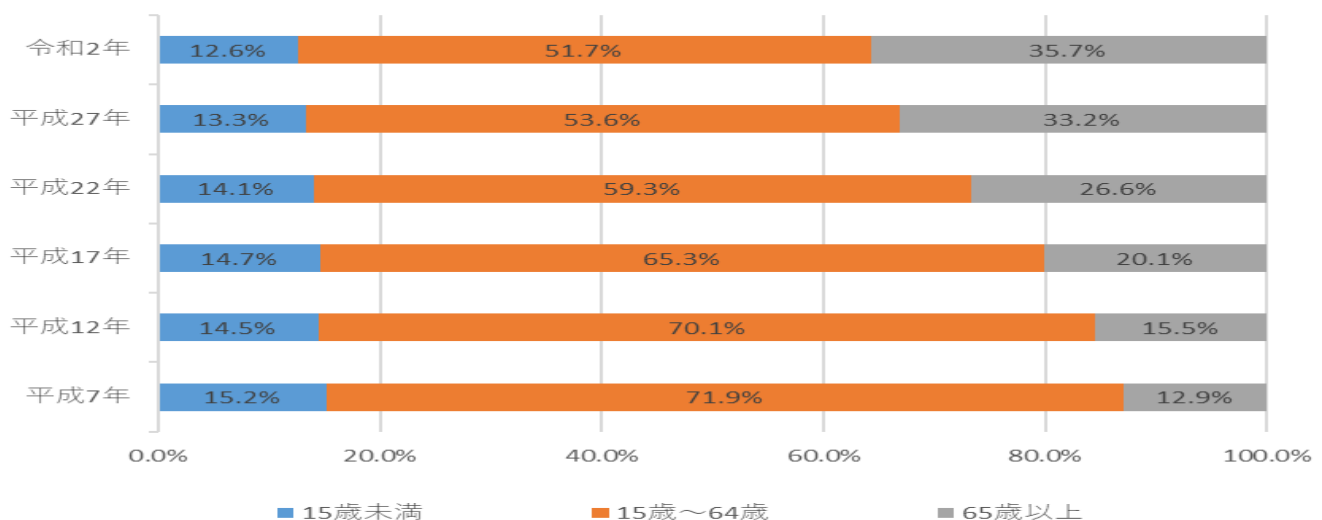
年齢3区分人口の比率を見ると、平成7（1995）年から令和2（2020）年の間に15歳未満の年少人口が2.6ポイント、15～64歳の生産年齢人口が20.2ポイント減少しているのに対し、65歳以上の高齢人口は22.8ポイント増加しており、少子高齢化が進んでいます。

人口の推移



資料：国勢調査
令和2年実施

年齢3区分人口比率の推移



（２）世帯

令和２（２０２０）年の世帯の状況をみると、世帯総数に占める単独世帯（ひとり暮らし）の割合が２５．１％となっています。また、未婚の２０歳未満の子どもと一人親で構成される母子家庭・父子家庭の割合が、それぞれ８．４％、１．５％となっています。

■ 世帯の状況（※不詳を含む数となるため、合計値が一致しない場合がある）

区分				世帯数	世帯総数に占める割合（単位：世帯、％）
世帯総数				9,422	-
	一般世帯			9,413	99.9%
		核家族世帯		6,513	69.1%
			母子世帯	794	8.4%
			父子世帯	140	1.5%
		その他親族世帯		491	5.2%
	単独世帯			2,361	25.1%
1世帯あたり人員	22,834人/9,422世帯			2.42人	

資料：国勢調査
令和２年実施

２ 就業の状況

熊野町の実業率は、平成２７（２０１５）年では男性６２．３％、女性４５．３％となっています。広島県の就業率と比較すると、男性で２．０ポイント、女性で０．９ポイント低くなっています。また、就業者総数のうち、５５．６％が男性、４４．４％が女性となっています。

■ 就業者数と就業率

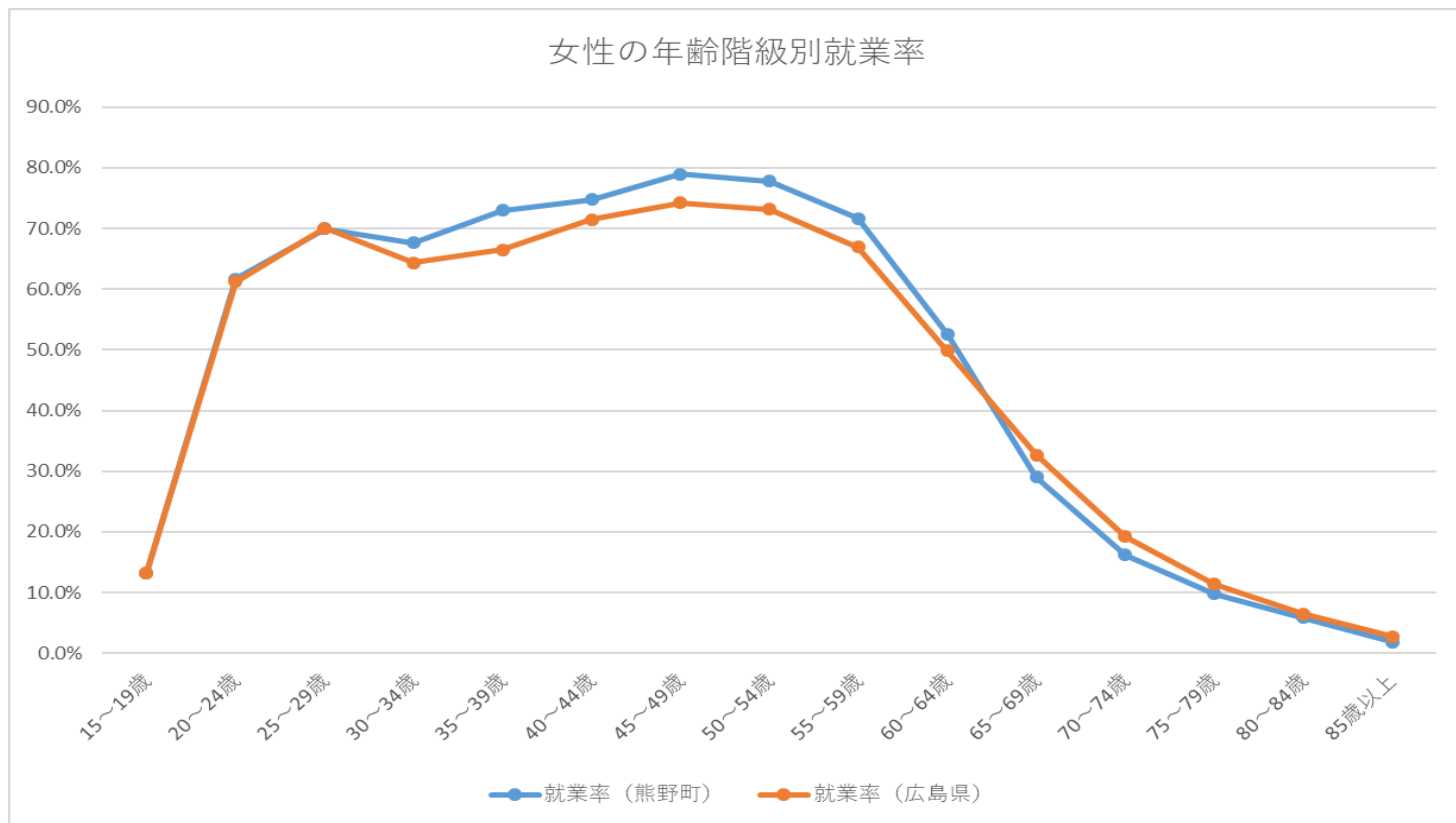
	区分	熊野町	広島県
全体	１５歳以上人口	20,587	2,436,962
	就業者総数	10,993	1,336,568
	就業率	53.4%	54.8%
男	１５歳以上人口	9,815	1,165,344
	就業者数	6,111	748,782
	就業率	62.3%	64.3%
	就業者総数に占める率	55.6%	56.0%
女	１５歳以上人口	10,772	1,271,618
	就業者数	4,882	587,786
	就業率	45.3%	46.2%
	就業者総数に占める率	44.4%	44.0%

資料：国勢調査
平成２７年実施

女性の就業率を年齢階級別にみると、20歳代前半と40歳代後半でピークを迎える緩やかなM字型曲線を示しています。

広島県の実業率と比較すると、30歳から64歳までの年代で、熊野町の就業率が広島県の実業率を上回っています。

■ 女性の年齢階級別就業率



資料：国勢調査
平成27年実施

3 町民の意識

『男女共同参画社会』という言葉と意味を知っていますか

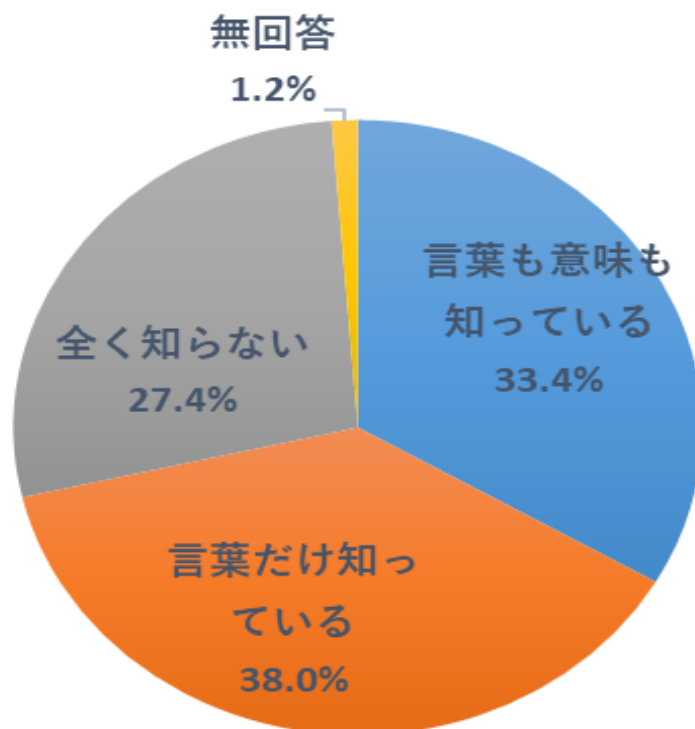
平成24年度に実施したアンケート以降の町民意識を知るために、令和2年度にもアンケート調査を行いました。質問項目については、前回と比較するため、ほぼ同様の内容としました。

まず、「男女共同参画」の認知度についての調査です。前プランでは『男女共同参画社会』という言葉と意味を知っている」割合を40%とすることを基本数値目標の一つとしていましたが、今回の調査の結果、33.4%と目標に達しませんでした。

しかし、前回の29.4%と比較すると4ポイント増加し、また、「言葉だけ知っている」層を合わせると前回の62.9%に対して71.4%と、8.5ポイントの増加を示しています。「全く知らない」層が27.4%と少なくない数値であるものの、前回より9.1ポイントの減少です。

これらの結果から、町内の「男女共同参画」の認知度は上がってきていることが確認できます。

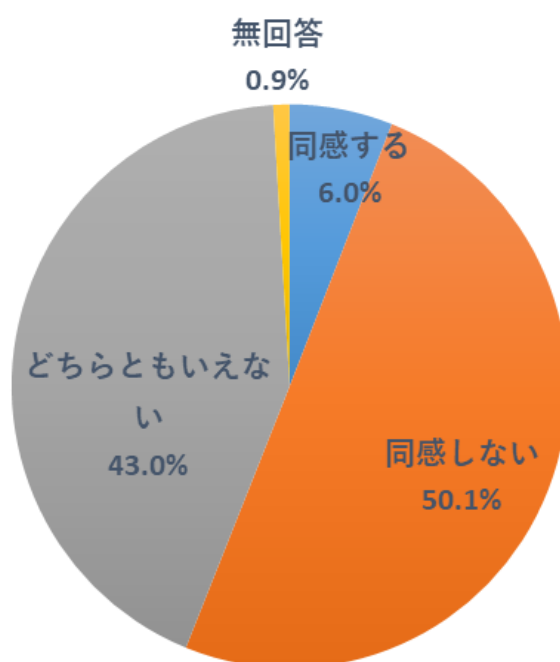
「男女共同参画社会」という言葉と 意味を知っていますか



「『男は仕事・女は家庭』という考え方について、どう思いますか」

前回と比較すると、「同感する」が6.5%から6.0%、「どちらともいえない」が44.4%から43.0%と、それぞれ0.5ポイント、1.4ポイント減少し、「同感しない」が48.9%から50.1%と、1.2ポイント増加しています。それぞれ大きな変化はないものの、男女の役割における固定概念について、「同感しない」層が増えています。

**「男は仕事・女は家庭」という考え方があります。
このことについて、あなたはどう思いますか。**



「さまざまな場面で、男女平等がどの程度実現されていると思いますか」

まず、この設問に限らず全体的な傾向として、「どちらともいえない」「わからない」「無回答」等の割合が大きく増加しており、男女平等について「意識していない」あるいは「実感がない」層が増えていることが把握できます。

これを踏まえつつ、各設問を確認していきます。

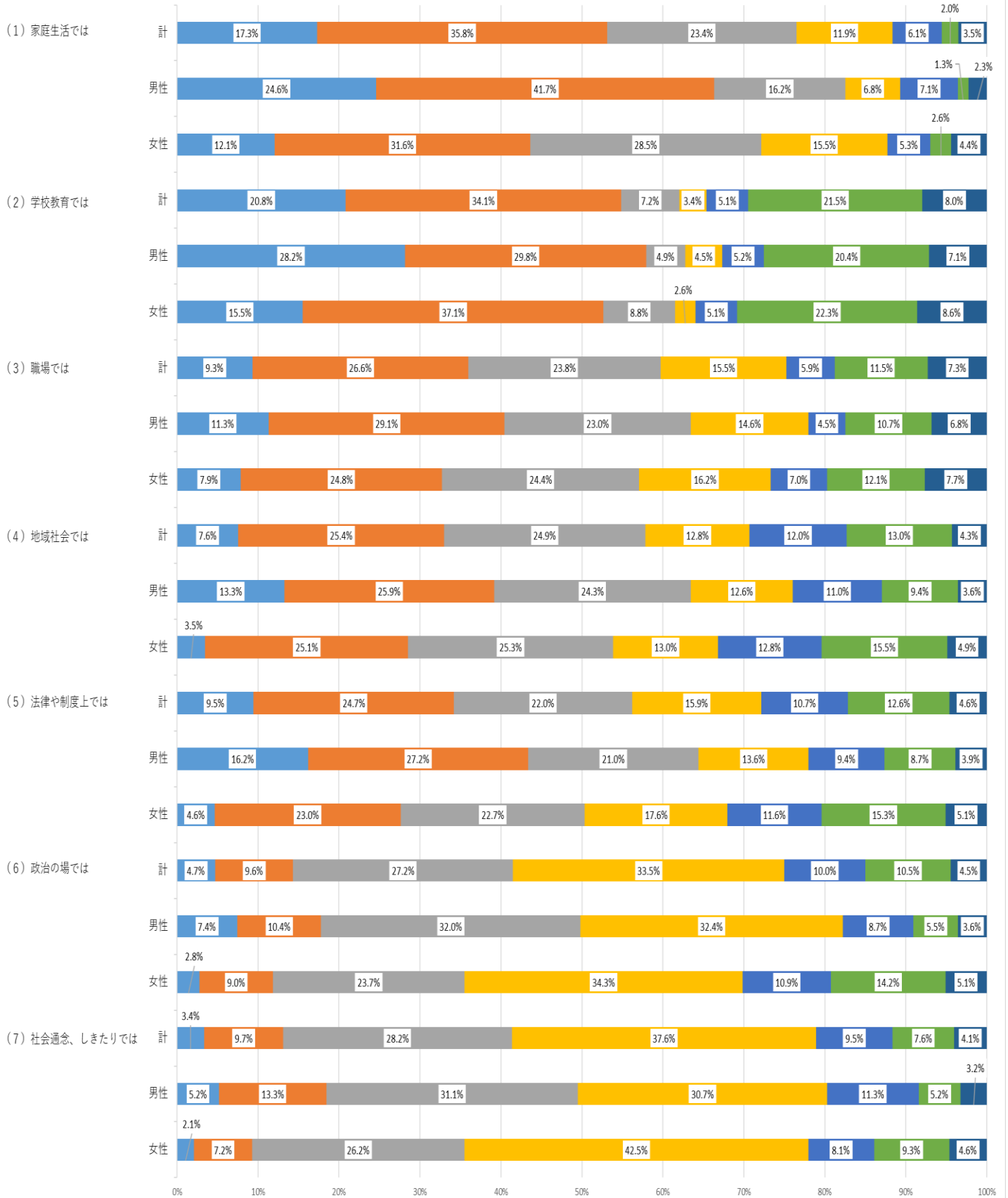
- (1) 家庭生活では、「平等である」「ある程度平等である」を合わせると53.1%でした。
前回の52.3%よりも0.8ポイントの微増となりましたが、特に男性が66.3%、女性が43.7%で、男女の意識の差が大きい項目です。
- (2) 学校教育では、同じく前回66.7%に対して今回54.9%となり、11.8ポイントの大きな減少がありました。ただし、「どちらともいえない」「わからない」「無回答」の合計が前回23.5%から11.1ポイント増加の34.6%となり、学校教育の場において、実感がない層が増加していることが把握できます。教育機関として望ましい状況ではなく、大きな課題です。
- (3) 職場では、前回43.3%に対して今回35.9%で、7.4ポイントの減少です。
- (4) 地域社会では、前回の32.4%に対して今回33.0%と、0.6ポイントの微増となりました。「平等でない」合計は37.7%、前回の42.2%から4.5ポイントの差があります。地域はまさに住民が作っている社会ですから、特に意識が重要な場面と言えます。
- (5) 法律や制度上では、前回34.8%、今回34.2%で、0.6ポイントの減少です。しかし、「あまり平等でない」「平等でない」は37.9%とそれを上回っています。法律や制度での男女不平等を感じる人が約38%もあるという状況は深刻な問題です。
- (6) 政治の場での平等は、前回は20.3%とかなり低調でしたが、今回は14.3%と、さらに6ポイント減少。熊野町の女性議員の状況は16人中2人で、前回のアンケート時期と割合に変わりありませんが、住民の感覚としては、平等からは遠いと思われます。
- (7) 社会通念、しきたりの項目は、前回11.2%から今回は13.1%と、わずかながら1.9ポイント増加しています。しかし、他の項目と比べて群を抜いて低く、前項の「政治の場」とともに、大きな課題となる項目です。

多くの項目において、「平等である」とする割合が減少しているのが現状です。

社会全体として真摯に受け止めなければならず、今までより積極的に取組み、努力していかなければなりません。

さまざまな場面で、男女平等がどの程度実現されていると思いますか

■ 平等である ■ ある程度平等である ■ あまり平等でない ■ 平等でない ■ どちらともいえない ■ わからない ■ 無回答



第3章 基本的な考え方

1 基本目標

熊野町男女共同参画プラン（第三期）では、第6次熊野町総合計画を踏襲し、次を基本目標に掲げるものとする。

「豊かな心を育むまち」

2 基本的な視点及び数値目標

次項に述べる3つの基本的な視点それぞれに即して目標設定します。

（1）男女共同参画意識の確立	現状値（令和元年度）	令和7年度
男女共同参画及び人権尊重を目的とした 講演会等の年間参加者数	486人	600人
（2）家庭・地域における男女共同参画の推進	現状値（令和2年度）	令和7年度
「男女共同参画」という言葉と意味を 知っている人の割合	33.4%	37.0%
（3）女性の自立支援と人権の擁護	現状値（令和元年度）	令和7年度
審議会委員等のうち女性委員の 占める割合	26.3%	30.0%

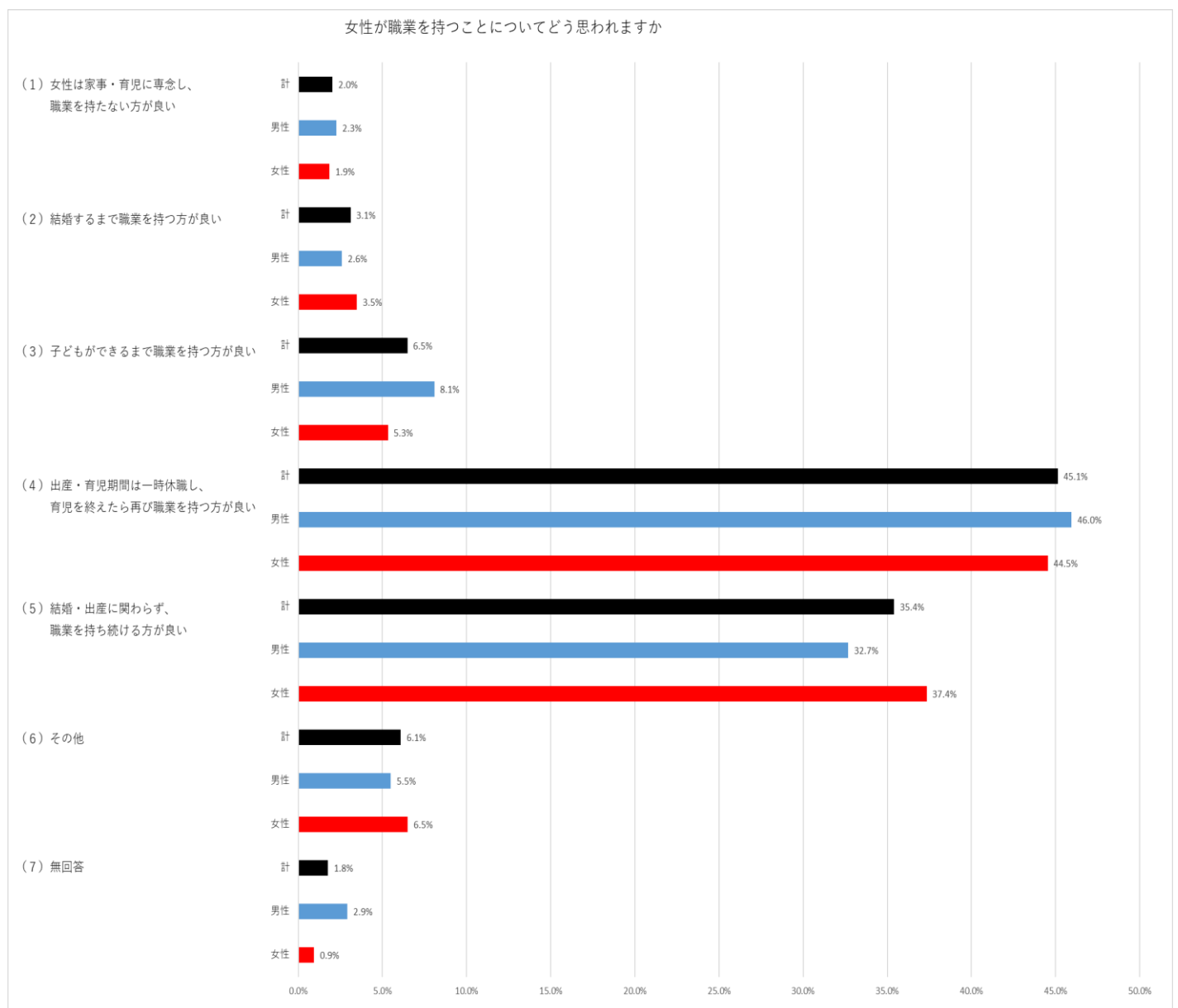
第4章 施策の展開

1 男女共同参画意識の確立

〈現状と課題 アンケート調査より〉

「女性が職業を持つことについてどう思われますか」

この問いについては、結婚・出産にかかわらず、また、出産を終えたのちは職業を持つ方が良い、という意見は合計80.5%になります。前回76.6%よりも3.9ポイント増加しています。逆に、「結婚するまで」「子どもが生まれるまで」と限定する意見や、「女性は職業を持たない方がよい」と就職に否定的な意見の合計は11.6%と、前回13.2%よりも1.6ポイント減少しています。いまだに1割以上が否定的であるとはいえ、女性の就職について、徐々にライフスタイルに定着してきていると言えます。また、その他として「本人の意思や家庭の事情で決めるべき」「働きたくなくても働かざるを得ない現実がある」「子どもが成長するまでは家にいたほうが安心」などのご意見がありました。



〈施策の方向と内容〉

方向性	内 容	担当課
報・啓発活動の充実を図ります。 （１）男女平等意識の浸透を図るため、広	① 男女共同参画に関する法律・制度等や男女共同参画社会（※）の形成に向けた各団体・機関の取組等を、関係団体・機関と連携しながら町広報や講演会等の開催を通じわかりやすく周知するよう努めます。 ② 町民全体で男女共同参画社会を形成することの意義や、地域・家庭における活動の促進を重視した広報・啓発を進めます。 ③ 男女共同参画を進めるための環境整備について、住民や企業等にとってわかりやすいガイドラインを作成することを検討します。 ④ 町刊行物の制作にあたっては、人権や男女共同参画の視点を踏まえた表記を徹底します。 ⑤ 男女共同参画に関するあらゆる情報や資料の収集に努めます。 ⑥ 多様な性の生き方の理解に向けた広報・啓発を進めます。	政策企画課 生活環境課

※男女共同参画社会とは・・・

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことを言います。（男女共同参画社会基本法第２条）

方向性	内 容	担当課
(2) 学校教育、生涯学習における男女平等の理念に基づいた教育や啓発活動を推進します。	乳幼児期からの学習の推進 ① 保育所（園）幼稚園において、お互いが特性を認め合い、人間として平等に接する平等教育と、そのための環境整備を進めます。 ② 保護者に男女平等教育の促進と育児環境への配慮を働きかけます。 学校教育における意識醸成と環境整備 ③ 学校教育においては、様々な場で、性別による固定的な役割分担意識が形成されることのないよう指導を行います。 ④ 教職員が男女共同参画及びLGBTs（※）の理念を理解し、多様な性の生き方について意識を高めることができるよう、研修等への参加を促進します。 ⑤ PTA活動における男女共同参画を推進します。 社会教育の推進 ⑥ 男女共同参画への理解を深める多様な学習機会を提供します。 ⑦ 特に、高齢者には固定的な役割分担意識が比較的強く残っている傾向があり、そのことが家事・育児・介護等に大きな影響を持つことから、各種広報媒体や高齢者の社会活動の機会等を捉え、男女共同参画意識を醸成する啓発活動に努めます。 ⑧ 国際社会の動向への理解を深めるための学習機会を充実します。 生涯学習の推進 ⑨ 多様な分野について、誰もがどこでも、また生涯のいつでも学ぶことができる環境づくりを進めます。 ⑩ 特に、妊娠・出産等を経た女性の再就職等を視野に入れ、スキルアップのための学習の機会や情報の提供の充実に努めます。 ⑪ 男女共同参画社会及び人権尊重をコンセプトにした学習講座を開催します。 進路・就職指導の充実 ⑫ 小・中学校におけるキャリア教育の充実を図ります。	教育総務課 子育て支援課 生活環境課

※LGBTsとは・・・

性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつです。

レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシャル（Bisexual）の3つの性的指向と、トランスジェンダー（Transgender）という性自認の各頭文字を組み合わせた表現を、LGBTと言います。この他に、クエスチョニング（Questioning）、間性（Intersex）、アセクシャル（Asexual）など用語があり、これらをまとめてLGBTs、LGBT+と表現します。

勘違いされやすいですが、LGBは性的指向（同性愛、両性愛）を、Tは性同一性（トランスジェンダー）を意味する単語であるため、ひとつにまとめた表現になっていても、実はテーマが異なっています。

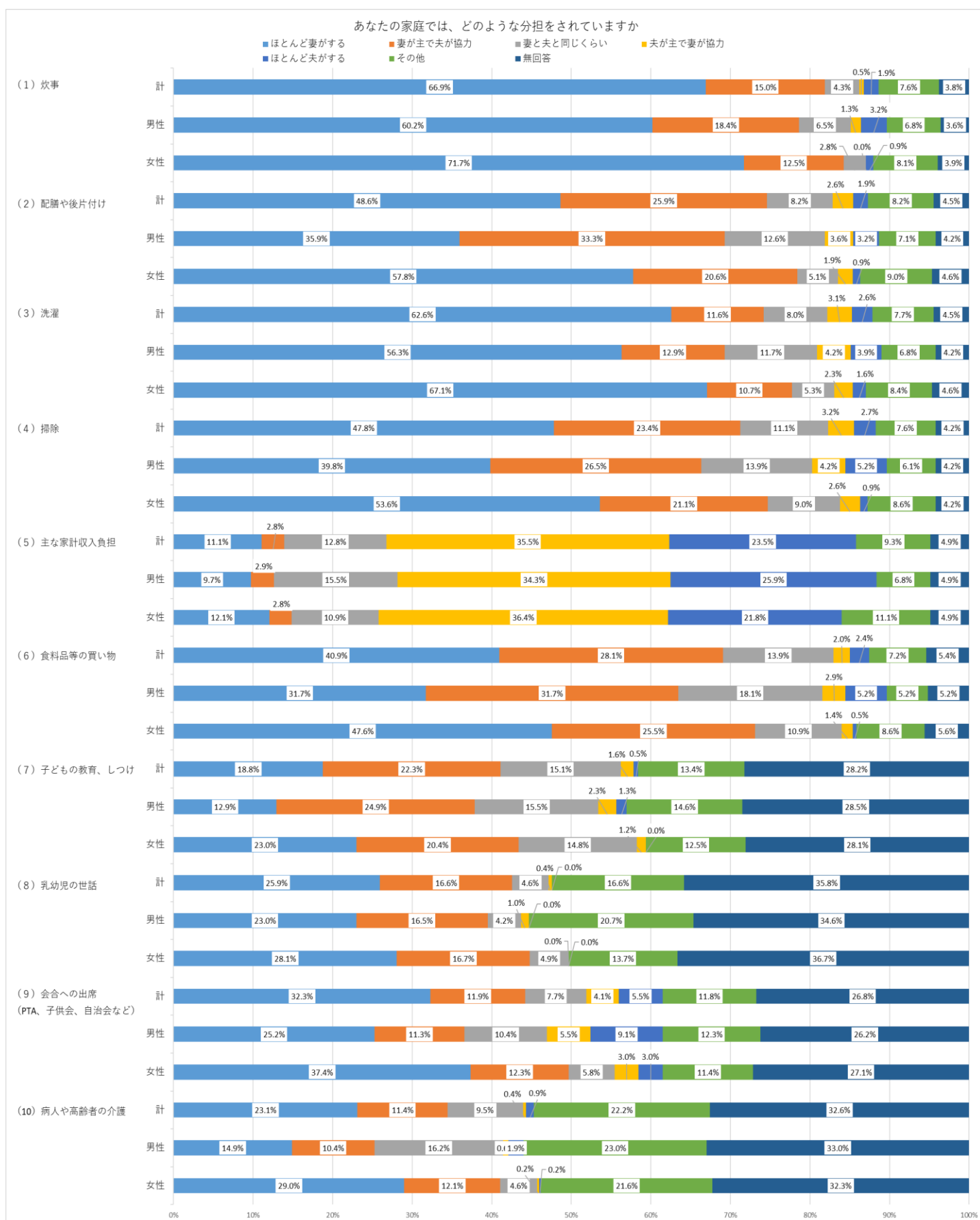
2 家庭・地域における男女共同参画の推進

〈現状と課題 アンケート調査より〉

「あなたの家庭では、家事をどのように分担していますか」

- (1) 「炊事の分担」は、「ほとんど妻」「妻が主」を合わせると81.9%になります。全体では「ほとんど妻」が前回74.0%から7.1ポイント減少し、66.9%となりました。また、男性と女性の回答を比較すると11.5ポイントの差があり、女性の多くは「ほとんど妻」であると意識しています。これは差の大小があるものの、全ての項目に見られる傾向です。
- (2) 「配膳や後片付け」の「ほとんど妻」では、男性35.9%、女性57.8%と、差が一番大きい項目(21.9ポイント)となっています。しかし全体で見ると38.6%が夫も関わっているとの回答でした。これは前回33.3%から5.3ポイント増加しており、わずかながら夫も関わるようになったことが確認できます。
- (3) 「洗濯」は、62.6%が「ほとんど妻」と回答し、前回の73.1%より10.5ポイント減少しています。また、男性と女性の回答の差が、前回より9.1ポイント減少しており、意識の差がなくなってきていると言えます。
- (4) 「掃除」は、「ほとんど妻」の割合が47.8%と、前回60.1%から12.3ポイント減少しています。「同じくらい」「夫が主」「ほとんど夫」がそれぞれ微増していることから、妻への偏りが解消されつつあると捉えることができます。
- (5) 「主な家計収入」については、全項目の中で男性と女性の回答の差が最も小さく、「夫が主」「ほとんど夫」が59.0%と多くを占めています。「妻が主」「ほとんど妻」「同じくらい」の合計は26.7%で、前回の25.7%より1ポイント増加しています。
- (6) 「買い物」では、「ほとんど妻」「主に妻」の割合が69%で、前回の84.1%と比較すると15.1ポイント減少しています。また、女性の視点からみた割合も前回87.2%から73.1%で、14.1ポイント減少しているため、負担の偏りが解消されていることが確認できます。
- (7) 「子どもの教育・しつけ」では、今回は「ほとんど妻」「妻が主」が41.1%と前回57.1%から16ポイント減少しています。ただし「同じくらい」も前回26.2%から15.1%と11.1ポイント減で、「その他」「無回答」が増加した結果と思われます。男女別で見ると、ともに「妻」の割合が高いものの、「ほとんど妻」については男性12.9%、女性23.0%と、認識の差があります。
- (8) 「乳幼児の世話」も、前項と同様、妻への偏りが前回63.7%から21.1ポイント減少し、42.6%です。「ほとんど妻」については、男性25.2%、女性28.1%と若干差があるものの、「妻が主」ではほぼ同数です。
- (9) 「会合への出席」の数字は44.2%で、妻への偏りが前回72.7%から28.5ポイントも減少しています。ただし、「その他」「無回答」の割合が前回14.1%から38.5%と24.4ポイント増加しており、純粋に妻への偏りが減少したというよりは、「会合に参加していない」層が増加している可能性があります。
- (10) 病人や高齢者の世話についても、妻への偏りが前回の49.9%から15.4ポイント減少し、

3 4. 5 %となっています。



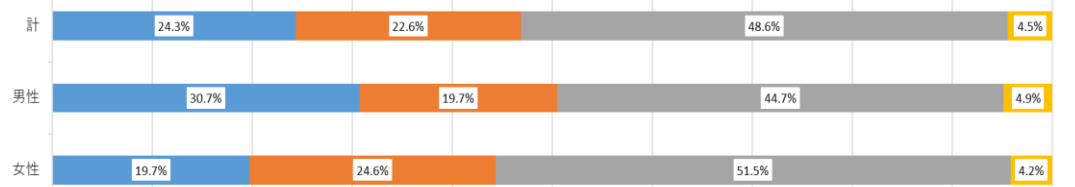
「あなたの地域では、どのようなことがありますか」

- (1) 「地域会合への出席は男性が多い」について、「いいえ」とする女性が24.6%である一方、男性が19.7%でした。女性の方が「男性が多い」とは感じていないようです。
- (2) 「地域の役員はほとんどが男性である」について、「はい」が前回の18.5%から24.3%と5.8ポイント増加し、「いいえ」が25.6%から21.2%、「どちらでもない」が38.6%から37.8%と、それぞれ4.4ポイント、0.8ポイント減少しています。
- (3) 「地域の中で女性が発言すると嫌われる」については、「はい」は7.3%で、前回の8.5%と同様に、低い水準を保っています。
- (4) 「会合の席順は男性が上席」は、「いいえ」が22.4%と前回16.3%より6.1ポイント増加しています。
- (5) 「会合のときは男女の役割が分けられている」ことへの問いは、「はい」が前回の19.6%から4.2ポイント減少し、15.4%となりました。また、「どちらでもない」が50.5%と半数を超えていることは、肯定的に捉えることができそうです。
- (6) 「女兒より男児の出生が喜ばれる」について、「いいえ」は36.8%でした。しかし「はい」は、やや減少したとはいえ、いまだに11.4%あります。「はい」は男性が11.0%、女性が11.6%で、意識の格差はないようですが、この項目については他の項目よりも深刻な状況であると考えべきです。
- (7) 「地域作業の参加は女性より男性の評価が高い」に「はい」と答える人は28.5%で、前回の25.9%より2.6ポイント増加しました。しかし、「いいえ」と回答した男性は、女性より9.1ポイント多く、また45.7%の人が「どちらでもない」と感じているようです。
- (8) 「地域の福祉活動に男性参加が少ない」への「はい」は前回の32.1%から1.6ポイント下がって30.5%になりました。また、女性は33.1%から3.2ポイント減の29.9%だったのに対し、男性は28.2%から3.2ポイント増加し、31.4%でした。微増ですが、男性も意識をしてきたことが把握できます。

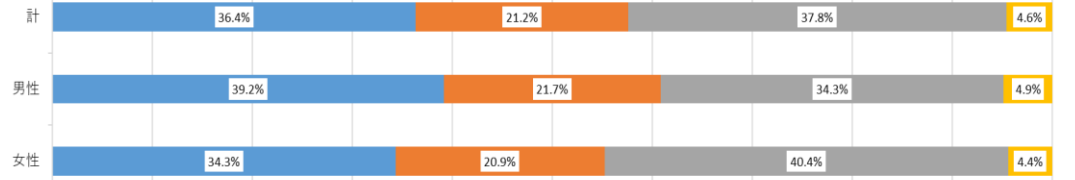
あなたの地域では次のようなことがありますか

■ はい ■ いいえ ■ どちらでもない ■ 無回答

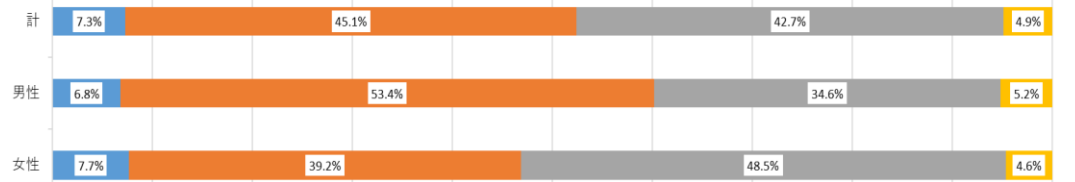
(1) 地域の会合への出席は男性が多い



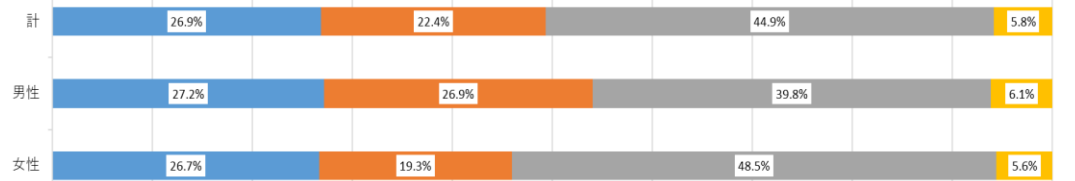
(2) 地域の役員はほとんど男性である



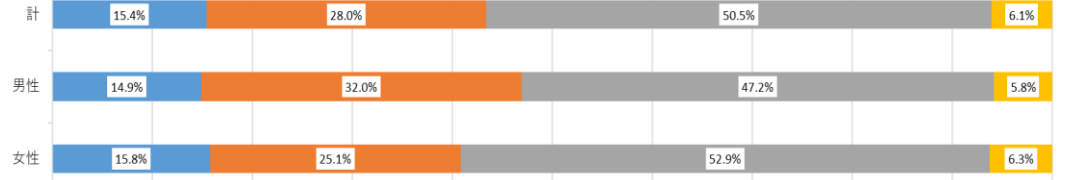
(3) 地域の中で女性が発言すると嫌われる



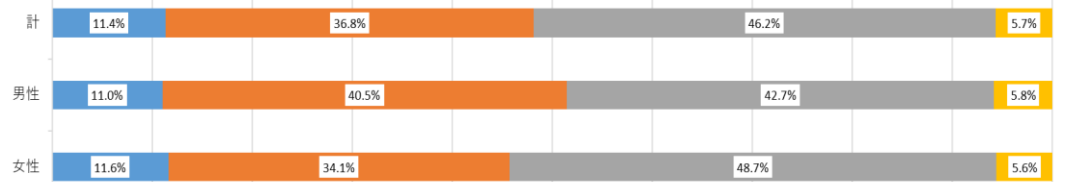
(4) 会合の席順は男性が上席である



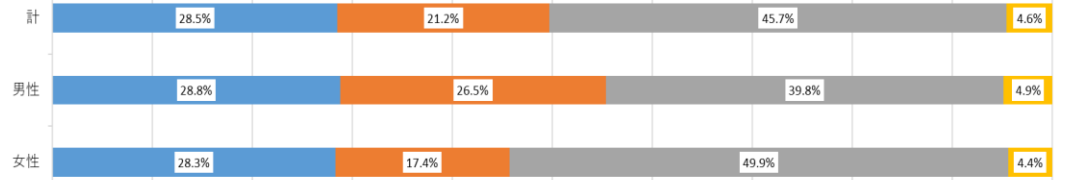
(5) 会合のとき男性は会議、女性は接待と役割が分けられている



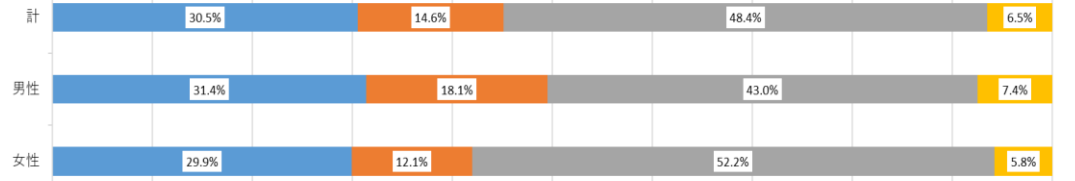
(6) 女兒より男児の出生が喜ばれる



(7) 地域の作業の参加は女性より男性の評価が高い



(8) 地域の福祉活動に男性の参加が少ない



「職場でどのようなことがありますか」(複数回答)

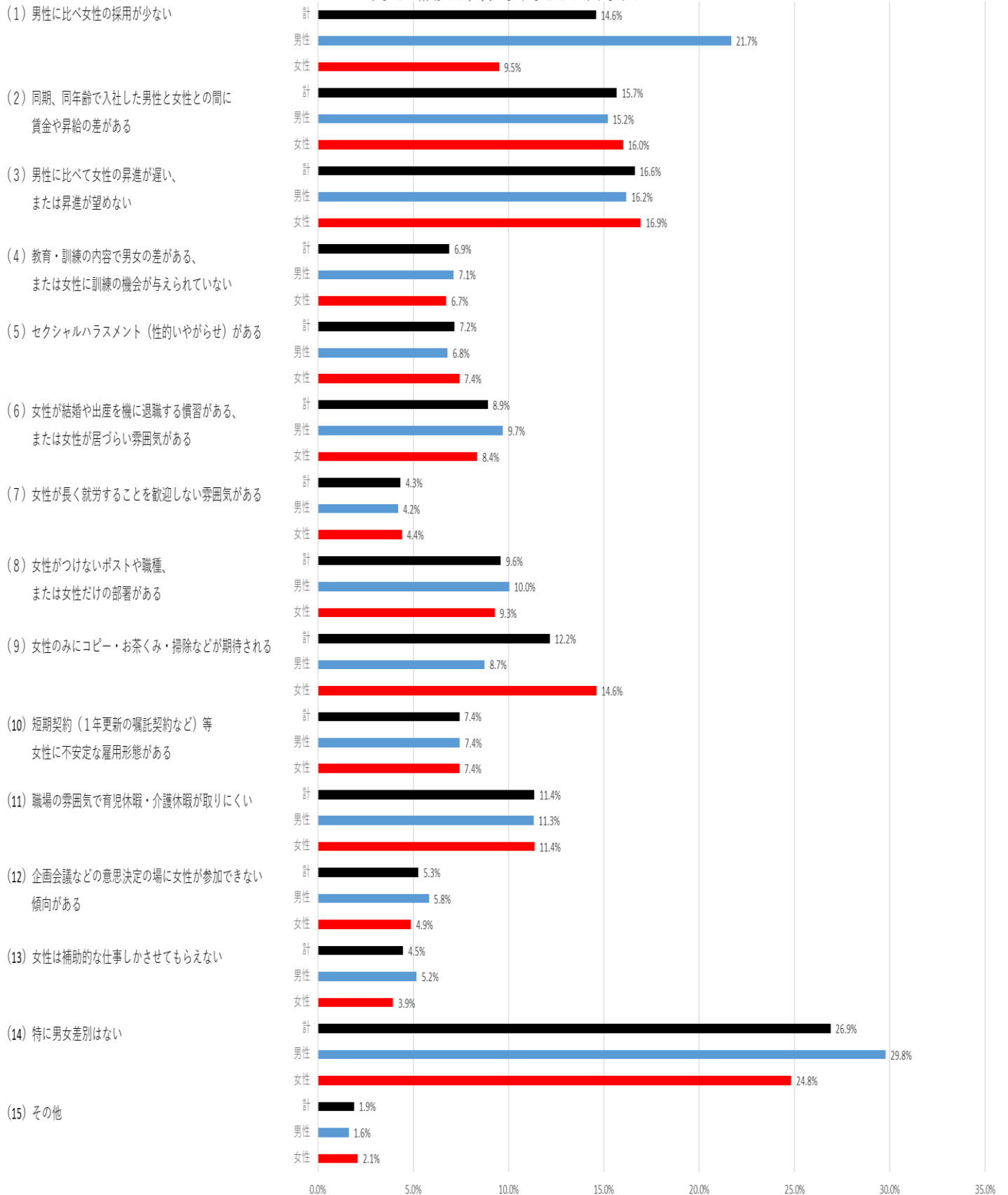
- (1) 「男性に比べ女性の採用が少ない」。この設問は男女の意識差があまりありませんが、この項目は男性が21.7%当てはまると回答したのに対し、女性は9.5%と差が顕著に表れています。当事者となる女性とそうでない男性からの視点の違いで、捉え方に大きな差があるようです。
- (2) 「同じ条件の男女に賃金や昇給の差がある」。「はい」と回答したのは15.7%で、前回の16.5%と比較すると0.8ポイント減少しています。また、男女の差も2.1ポイントから0.8ポイントへ減少しており、おおよそ同じ割合となりました。
- (3) 「男性に比べて女性の昇進が遅い、望めない」。前項目と同様に減少傾向で、男性と女性の割合もほぼ同数となりました。それでもこの設問における問題点のなかでは、最も数字が大きい項目です。全体の16.6%が女性の昇進が遅い、望めないと感じていることは、大きな課題と言えます。
- (4) 「教育・訓練の内容や機会に差がある」。男女差を否定する回答がともに90%を超えています。これは前回と同様ですが、前項目と合わせてみると、教育・訓練は同じように受けているにもかかわらず、賃金や昇進に差があることが把握できます。
- (5) 「セクシャル・ハラスメントがある」。「はい」が7.2%で、前回の5.0%から2.2ポイント増加しています。男女共に割合が増加していることから、この問題に対する意識が上がったと捉えることができますが、同時に割合が増えていること自体が重大な課題です。
- (6) 「女性が結婚や出産を機に退職する慣習や女性が居づらい雰囲気がある」。「はい」と感じる層が全体的に減少していますが、男性の回答は8.6%から9.7%と1.1ポイント増加しています。また、女性より男性の方が「はい」とする割合が多く、少しずつであるものの、男性が意識を深めてきていることが把握できます。
- (7) 「女性が長く就労することを歓迎しない雰囲気がある」。「はい」と回答した割合は前回の5.2%から減少し、5%を下回ることとなりました。否定する回答は95%を超え、全体的に改善されているようです。
- (8) 「女性につけないポストや職種、女性だけの部署がある」。前回の9.4%と比較すると、9.6%で、ほとんど横ばいの状態です。
- (9) 「女性のみコピーやお茶くみ、掃除などが期待される」。「はい」の回答は前回16.3%から12.2%と4.1ポイント減少しています。しかし、男性が8.7%、女性が14.6%で、5.9ポイントの差があることから、認識に差があることがわかります。また、他の項目より比較的に取組みやすい課題であるはずですが、大きな数字の変化がないことは課題と言えます。
- (10) 「短期契約など女性に不利な雇用形態がある」。「はい」としたのは7.4%と、前回の8.7%より1.3ポイント減少しています。男女の割合が同率になったことを考えると、同程度の認識であることがわかります。
- (11) 「職場の雰囲気や育児休暇・介護休暇が取りにくい」。全体的に「はい」が減少しているものの、いまだに11.4%が「休暇が取りにくいと」感じているようです。育児・介護については、男女ともに関わる重大なイベントであることから、大きな課題として捉えなければなりません。
- (12) 「企画会議など意思決定の場に女性が参加できない傾向がある」。「はい」の回答は5.3%と低

い水準を保っていますが、前回の5.0%より0.3ポイント増加しています。微増となりますが、今後の動向に注視すべき項目です。

- (13)「女性は補助的な仕事しかさせてもらえない」。「はい」としたのは4.5%でした。前回から引き続き、男女ともに減少傾向で、男性よりも女性の割合が低いようです。
- (14)「特に男女差別はない」。「はい」とした回答、つまり差別がないとする回答は、前回の34.9%よりも8ポイント減少し、26.9%でした。また、男女ともに10ポイント以上減少しており、差別について多くの人が意識するようになったと捉えることができます。しかし、本来の意味で考えると、差別がないと感じる層が減少したのは重大な事態であり、素直に評価されるべき項目ではありません。今後注目すべき大きなポイントです。
- (15)「その他」として、「表面上平等に見えても、昔ながらの考え方が地域にある」とする地域による意識の格差や、「良くも悪くも女性の方が優遇されている」と男性側への差別に言及するご意見がありました。

職業（自営業・パートなども含む）についておられる方におたずねします。

あなたの職場では、次のようなことがありますか



〈施策の方向と内容〉

方向性	内 容	担当課
任と参画についての意識啓発に努めます。 (1) 家庭や地域活動における男女共同責	① 仕事と家庭の両立に関する意識啓発や、男女の働き方の見直しを進めるための意識啓発を推進します。 ② 家庭内における性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。 ③ 男性の家事・育児・介護の技術習得・向上に向けた教室等の開催に努めます。 ④ 地域社会における各種ボランティア活動、消費者活動、環境保全活動、防災活動、まちづくり活動、自治会活動等において、誰もが参加しやすい条件を整え、性別によって取組みが偏ることなく、あらゆる活動が「地域全体」で進められるよう働きかけます。	教育総務課 産業観光課 生活環境課 高齢者支援課 防災安全課 子育て支援課
の自主的活動の活発化や参加機会の充実を図ります。 (2) 女性リーダーや女性団体の育成を支援し、女性	① 男女共同参画社会の形成に向けて自主的・主体的な活動をする団体等に対する支援に努めます。 ② 町民の国際交流活動や平和活動への支援に努めます。 ③ 個人情報保護に留意しながら女性の人材に関する情報の収集・提供に努めます。	教育総務課 生活環境課

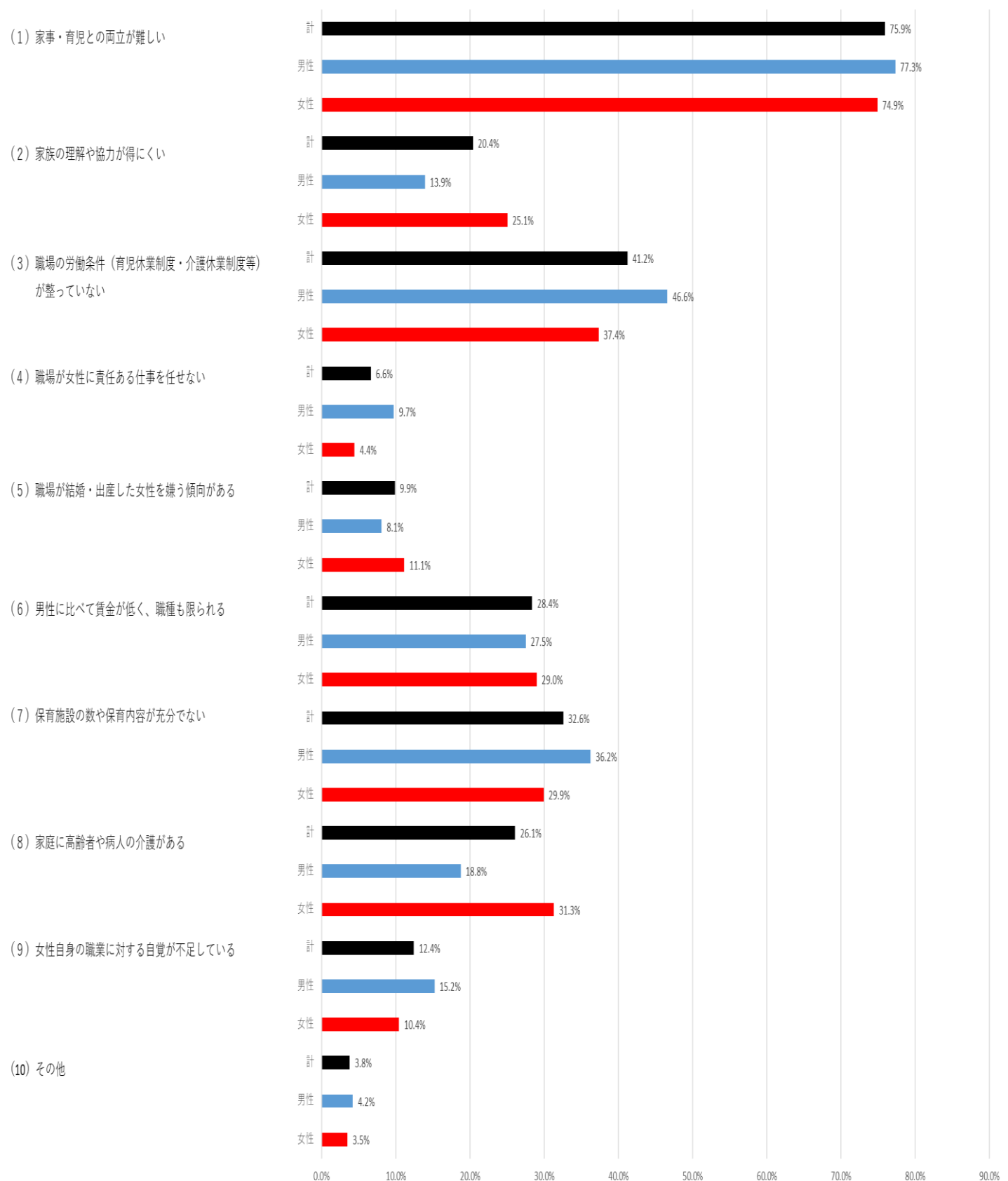
3 女性の自立支援と人権の擁護

〈現状と課題 アンケート調査より〉

「女性が仕事を持ったり、また持ち続けていく上で大きな障害になっているのは、どのようなことだと思いますか」(複数回答)

- (1) 1番の障害となり得ると考えられているのは、「育児・家事との両立」で、75.9%です。しかし、前回の80.0%より4.1ポイント減少しており、わずかながら改善しているようです。
- (2) 「家族の理解や協力が得にくい」は前回の25.7%から5.3ポイント減少し、20.4%となっていることから、家庭内としては、働きやすい環境になってきている傾向があるのではないのでしょうか。
- (3) 2番目に大きな障害とされているのは「職場の労働条件が整っていないこと」です。特に男性の割合を見ると、50%近くが「整っていない」と感じているようで、各種休業制度など、制度の見直しや啓発活動などが求められています。
- (4) 「女性に責任のある仕事を任せない」ことは、1番低い数値になっていますが、前回の3.4%より3.2ポイント増加し、6.6%となっています。また、男性の割合は女性の約2倍で、男性の方が強く感じているようです。
- (5) 「職場が結婚・出産した女性を嫌う」傾向は9.9%で、前回の10.6%より減少しているものの、依然として約1割の職場で感じられるようです。
- (6) 「賃金や職種」面における障害は、前回23.9%から28.4%と、4.5ポイント増加しています。
- (7) 「保育施設」の問題点は、32.6%と、前回の36.7%より4.1ポイント減少しているものの、3番の障害として挙げられています。また、前回と同様の傾向として、男性の方が強く感じている特徴があります。
- (8) 全体の割合と男女の割合は比例する傾向がありますが、「介護」の項目は全体の割合が5番目にも関わらず、女性の割合は3番目となっています。高齢化による影響が強く出ていると思われる項目で、前回から男女ともに増加しています。
- (9) 12.4%が「女性自身の意識」について、積極性を持ってもよいのではないかと考えているようです。
- (10) その他、「働きやすい環境や社会制度になっていない」ことや、「中学生や高校生でも不安はあり、子どもが小さい時の支援の充実だけでなく、ある程度大きくなってからの支援も大事ではないか」とする意見がありました。

女性が仕事を持ったり、また持ち続けていく上で大きな障害となっているのは、どのようなことだと思いますか



DV（ドメスティック・バイオレンス）について

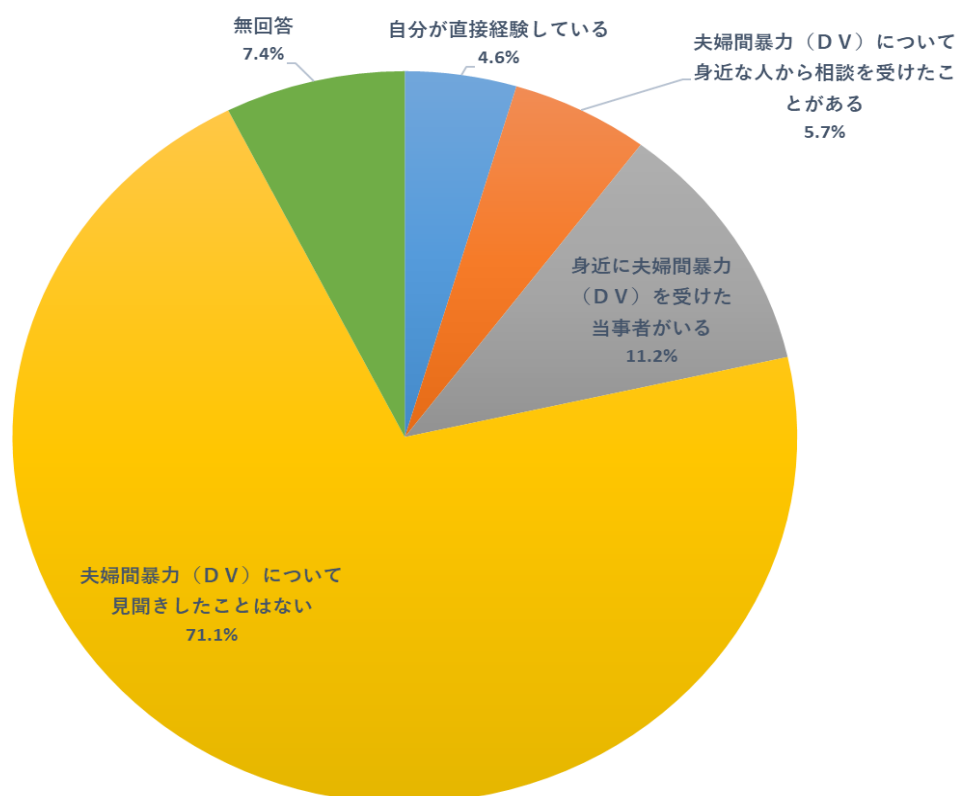
前回と比較しても、数値上大きな変化は見られませんでした。

「見聞きしたことはない」が前回の66.7%から4.4ポイント増加し、71.1%となり、「相談を受けたことがある」「身近に当事者がいる」「無回答」がそれぞれ微減しています。しかし「直接経験している」が4.6%で、前回の4.2%から0.4ポイント増加してることは大きな課題です。

また、「直接経験している」と回答した内訳として、前回女性が67件、男性が8件だったのに対し、今回は女性が21件、男性が13件と、男性側の被害が増加していることは注目すべき点です。

セクハラやDVは女性が被害者であると思われがちですが、男性も被害者となりうることを理解しなければいけません。

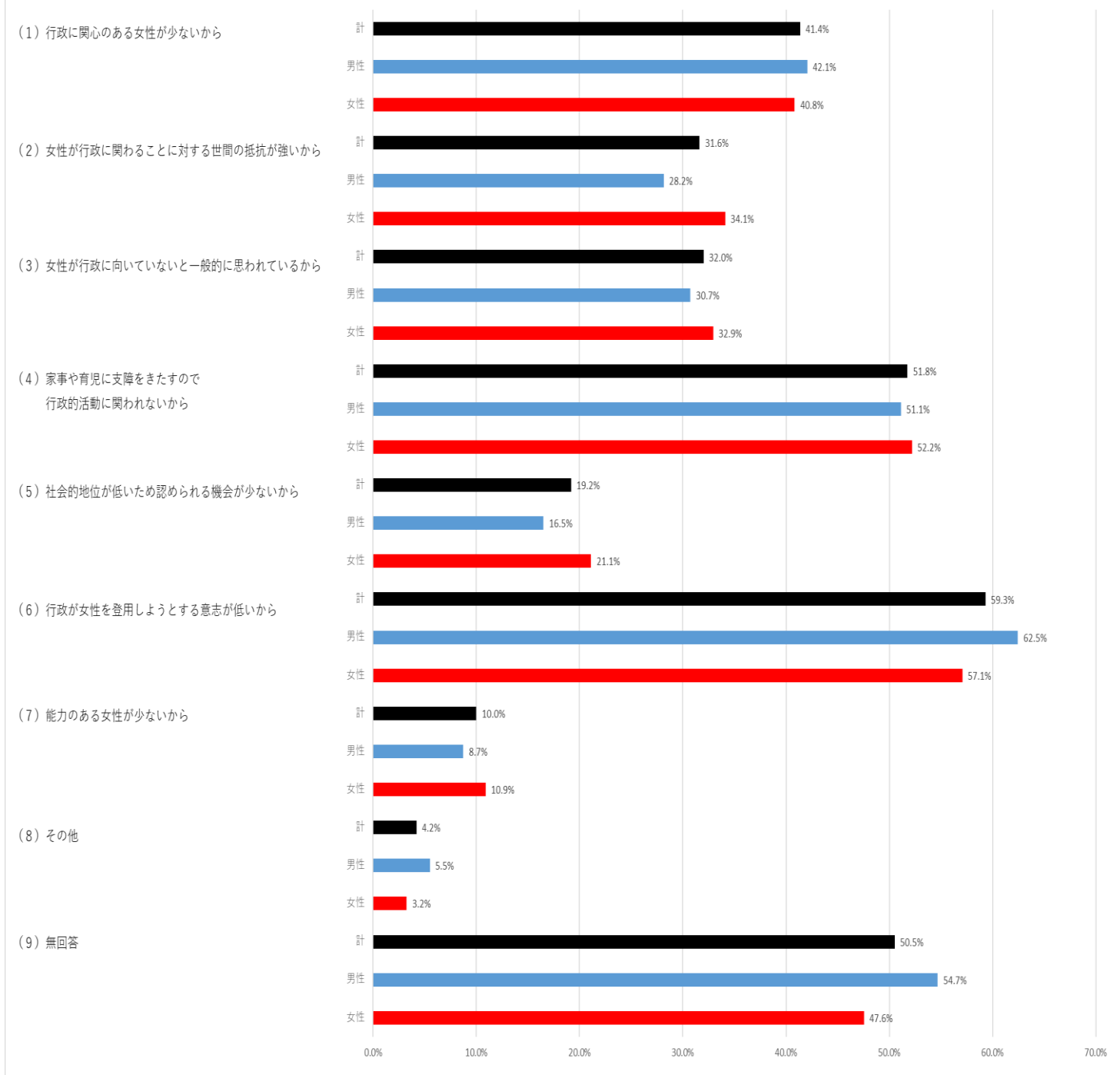
夫婦間暴力（DV＝ドメスティックバイオレンス）について
身近に見聞きしたことがありますか



女性委員の登用率が、一般的に男性よりも低い理由について（複数回答）

上位3項目を順にあげると、「行政の女性登用の意思が低い」「家事や育児に支障をきたす」「行政に関心のある女性が少ない」となり、前回と変わりがないようです。「行政の意思が低い」と「家事や育児」の項目は50%を超えていて、行政と家庭内の両面に課題が残っています。また、「その他」として、「女性が参加しやすい環境が整っていない」「行政機関はメンバーが固定化されていて、性別にかかわらず新規参入が難しい」などのご意見がありました。男女共同参画を実現するためには、特に行政の面において、課題が大きく残っていると言えます。

一般的に、国内においては行政の審議会、委員等への女性委員登用率は、男性より少ないですが、どうしてだと思いますか

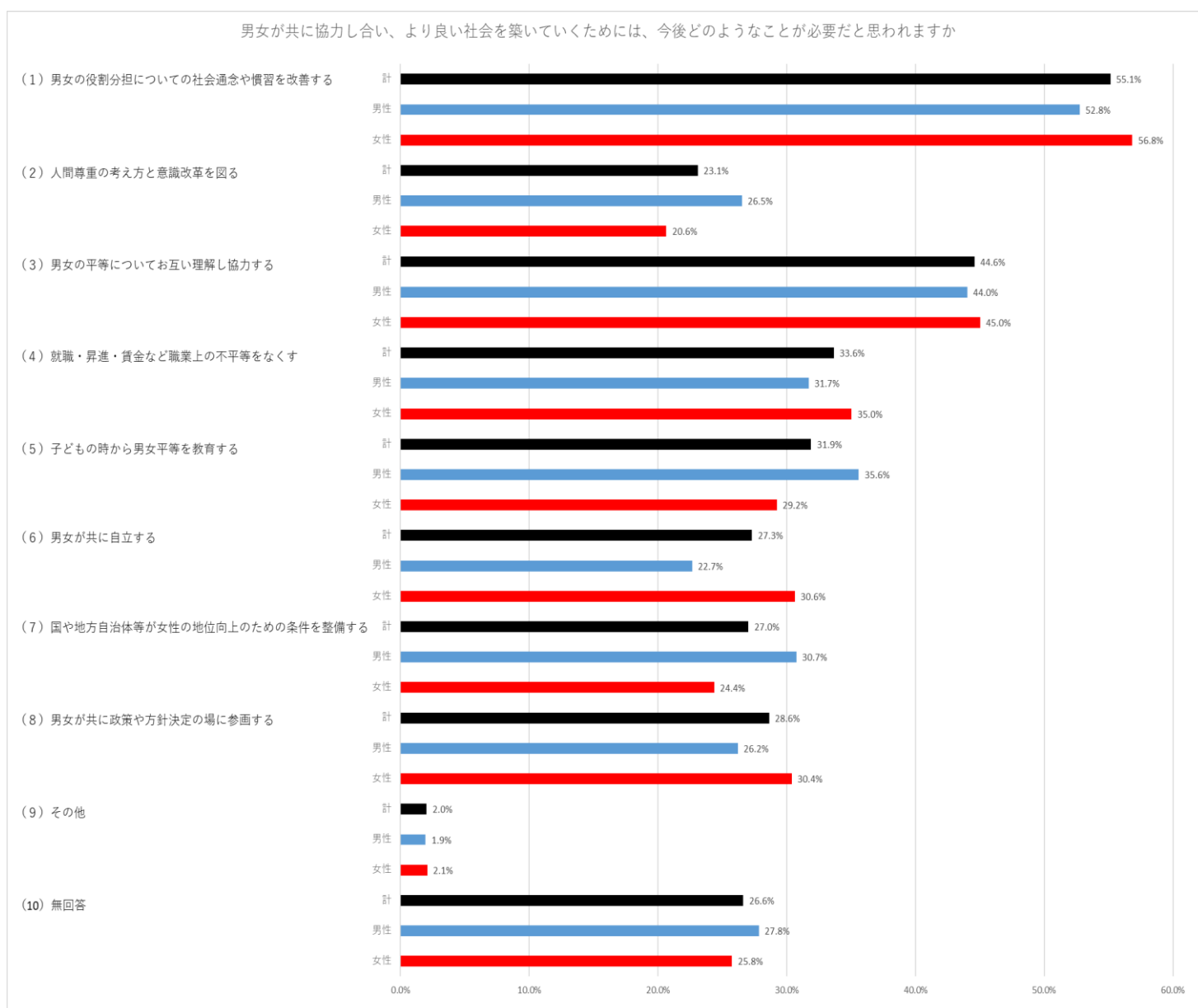


男女がともに協力してよりよい社会を築くために必要なことについて（複数回答）

1 番多く意識されているのは「男女の役割について社会通念や慣習を改善する」で、前回と同様に男女ともに50%を超えています。また、男性が前回55.2%から52.8%と2.4ポイント減少しているものの、全体的に52.2%から55.1%で2.9ポイント増加しています。「お互いに理解し協力する」は2番目に大きな数字で、男性が50.4%から44.0%で6.4ポイント、女性が45.5%から45.0%で0.5ポイント減少しています。3番目は前回の「男女が共に自立する」から「職業上の不平等をなくす」に変わり、男性31.7%、女性35.0%、全体で33.6%です。「男女が共に自立する」の項目が31.7%から27.3%と4.4ポイント減少していることが主な要因と思われます。前は自発的な努力で変えていこうという項目が上位を占めていましたが、今回は職場や行政への期待の数値が増加しており、援助や支援などの施策が求められていると言えます。

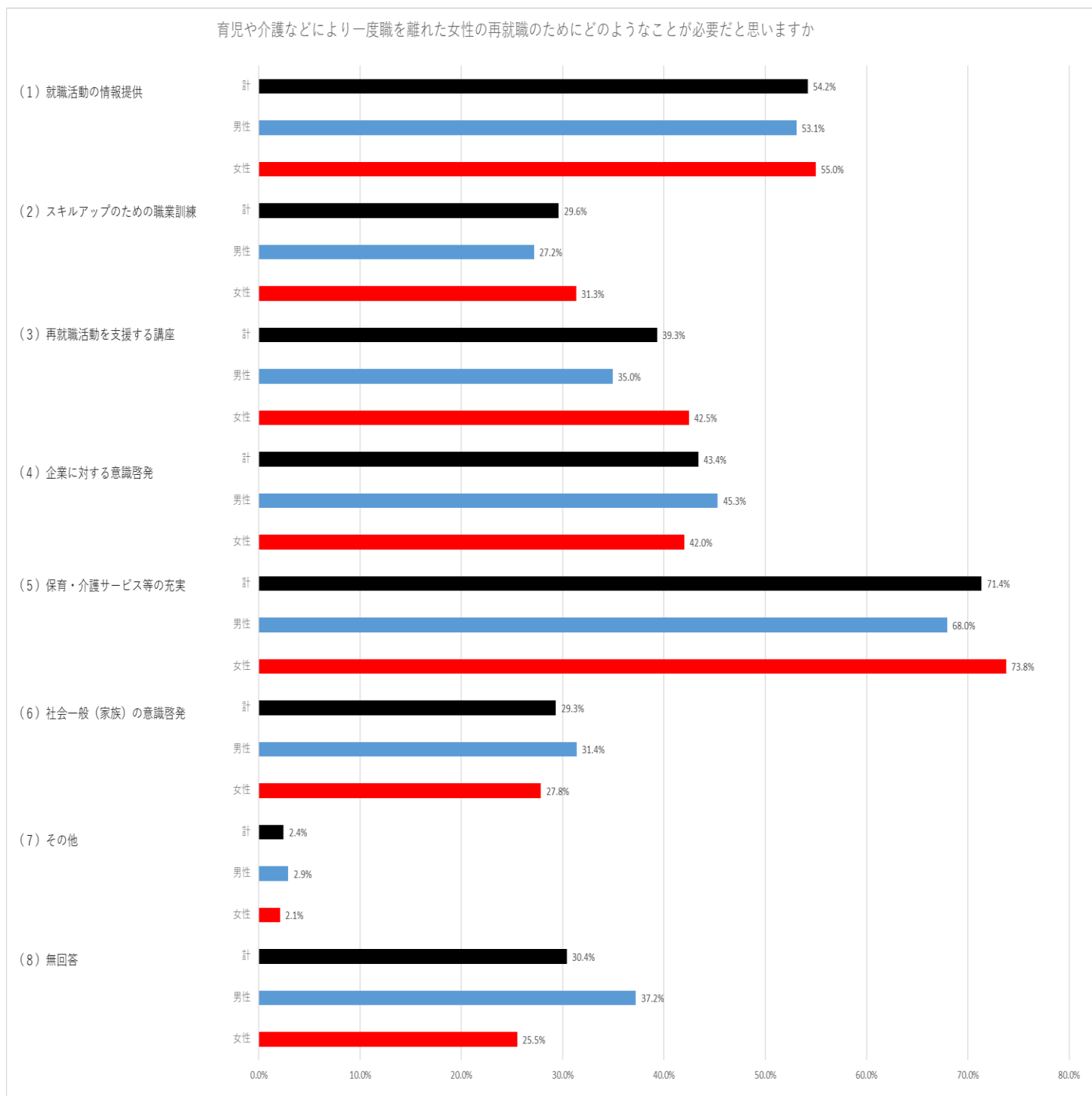
また、「その他」として、「性別を意識しすぎると逆効果ではないか」、「男性か女性かでなく能力のみで判断される環境が必要」など、過剰な反応に対する心配の声もあるようです。

男女が共に協力し合い、より良い社会を築いていくためには、今後どのようなことが必要だと思われますか



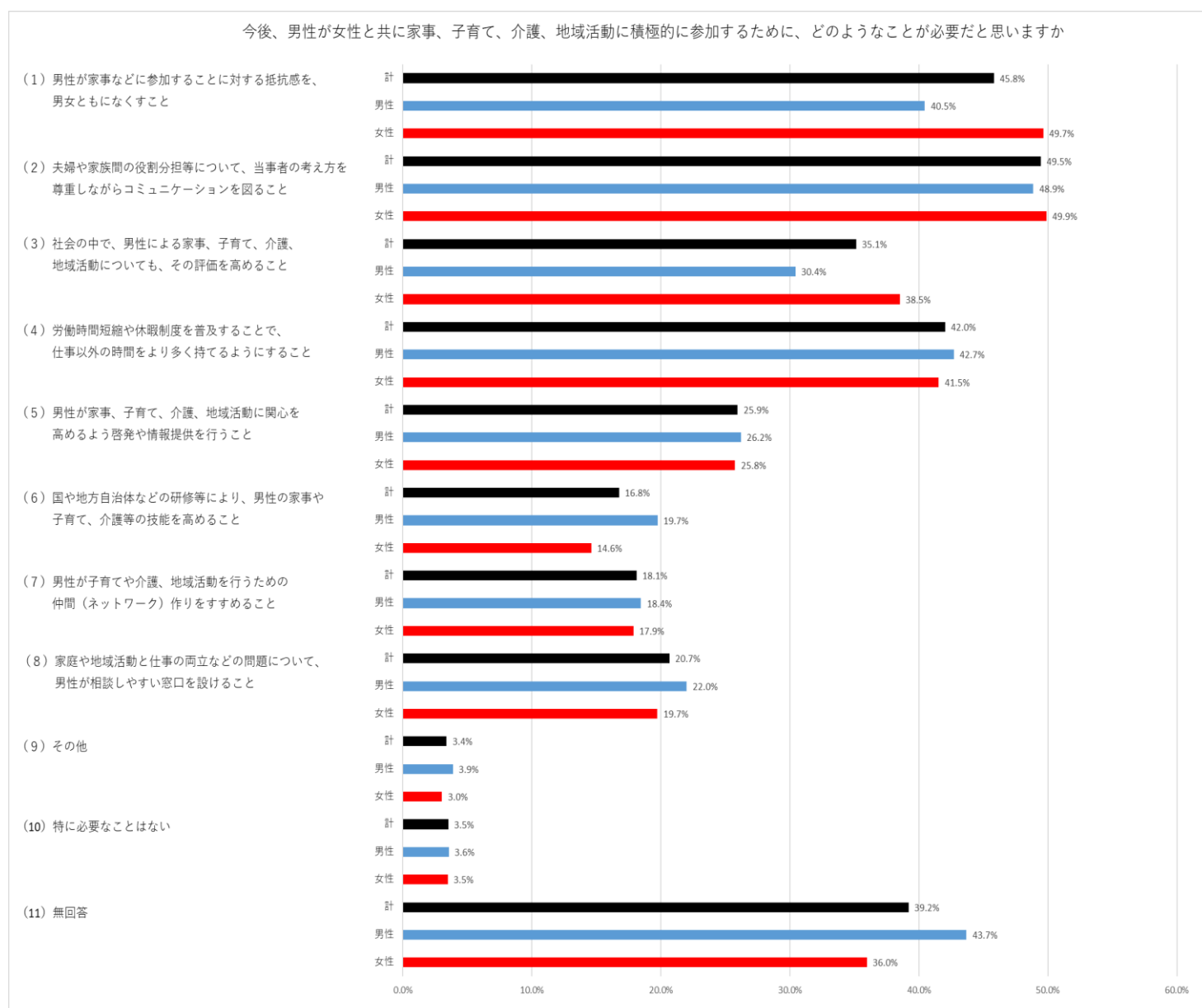
育児や介護で離職した女性の再就職のために必要なことについて（複数回答）

「保育・介護サービスの充実」が重要であるとした回答は71.4%で、前回から引続き突出した数字になっています。制度上の問題であるため、行政として重点的に取り組むべき課題です。「就職活動の情報提供」が必要とした回答は54.2%で、半数以上の人々が本人への直接的な支援を重視していることがわかります。また、「その他」として「行政や企業の問題であるため、女性に必要なものでなく、社会が変わるために何が必要か考えるべき」との厳しいご意見を頂きました。行政として勘違いのないよう考え、取り組んでいかなければならないポイントです。



今後、男性が女性と共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なことについて（複数回答）

1番多く回答を得たのは、男女ともに50%近い数字となった「当事者の考え方を尊重しながらコミュニケーションを図ること」でした。しかし、2番目、3番目は男女で意識に差があるようです。男性の意見として2番目となったのは、「仕事以外の時間をより多く持てること」が挙げられていますが、女性の意見としてはやや差をつけて3番目です。逆に、女性の意見として1番目とほぼ同率で2番目だった「男性が家事などに参加することに対する抵抗感を、男女ともになくすこと」は、男性の意見としては3番目となりました。これは、何を重要とするかは若干男女で意識の差があるものの、必要と思われる項目はおおよそ一致していることを示していると捉えることができます。また、「その他」として、「男は仕事、女は家庭という考えは根強く残っていると思う」とする根本的な思想の問題や、「男女が協力しても、一方もしくは両方が収入減となっては良くないので、対策が必要ではないか」とする経済的な問題に言及するご意見がありました。



〈施策の方向と内容〉

方向性	内 容	担当課
(1) 「男女雇用機会均等法」の浸透や女性の職場環境の充実などの啓発に努めます。	① あらゆる機会を通じて、企業や各種機関・団体等に企画・立案や方針決定の場や指導的立場への女性の登用について協力を要請すると共に、社会的機運の醸成を図ります。 ② 特に事業主を対象として、男女雇用機会均等法等の関係法令や制度の周知に努めます。 ③ 性別の偏りが無い登用を図るため、幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報提供や啓発に努めます。 ④ 就職・昇進・賃金などにおいて、性別による格差が発生しないよう、啓発に努めます。 ⑤ 労働基準法や男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、関係機関と連携しながら周知徹底に努めます。 ⑥ 出産・育児等の理由で退職した女性の再就職を支援するため、再就職セミナー等の周知をはじめとして、就業に関する相談・情報提供などの充実を図ります。 ⑦ 女性の再就職の機会確保のため、事業主に対する再雇用制度の普及・啓発を行うと共に、その活用を促進します。 ⑧ パートタイム労働者等の非正規雇用労働者の処遇改善について、周知・啓発します。 ⑨ フレックスタイム制の導入や長時間労働の削減等、働き方の見直しについて啓発します。 ⑩ 仕事と家庭生活のバランスを図れるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※）の実現に向けた働き方（テレワーク等）について啓発します。 ⑪ 女性の起業や経営活動への参画に向けた取組を支援します。 ⑫ 女性が家族従業者として果たしている役割が正当に評価されるよう啓発に努めます。 ⑬ 家族経営協定の普及に努めます。 ⑭ 仕事と育児の両立支援に積極的な事務所（均等推進企業、ファミリーフレンドリー企業）について、イメージアップの支援を行うなどの奨励方法を検討します。	総務課 産業観光課 子育て支援課 生活環境課

方向性	内 容	担当課
（２）行政の女性職員について適正な人材配置や積極的な人材登用に努めます。	① 町職員への男女のバランスのとれた採用に努めます。 ② 女性の職域の拡大、能力開発、管理職への積極的な登用に努めます。	総務課
（３）審議会や協議会など、多様な分野における政策・方針決定の場への女性の参画を拡充・促進します。	① 審議会等委員選出の対象となりやすい民間団体に、女性の役員職への登用を働きかけます。 ② 幅広く、多角的な視点からの意見を集約し、政策・方針決定などに反映させるため、委員の構成割合に、性別による偏りが発生しないように努めます。 ③ 防災・減災、災害復興体制の整備に当たっては、熊野町防災・減災まちづくり条例に基づき、全ての町民、事業者等が協働して災害に強いまちづくりを推進していきます。	全課
（４）地域における子育て支援体制の強化を図るとともに、介護保険の有効活用や介護の固定的な分担意識の払拭などの啓発を充実します。	① 育児休業制度・介護休業制度の周知を図ると共に、制度を利用しやすい環境づくりについて協力を求めています。 ② 特別保育事業・一時保育事業・病後児保育事業・特定保育事業・障害児保育事業等の保育サービス及び放課後児童クラブ等の児童福祉サービスを提供するほか、保育の質の向上、施設設備、幼児教育の充実に努めます。 ③ ファミリーサポートセンター事業や子育て支援センター事業でくまの・こども夢プラザを利用し、ベビープログラムなどの事業を通じて地域で子育てができるよう地域のニーズを把握し、支援の拡充に努めます。 ④ ひとり親家庭等への経済的支援を推進し、また地域の住民団体による支援を促進するなど、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めます。 ⑤ ひとり親家庭の保護者の職業能力の開発支援に努めます。 ⑥ 介護保険の有効活用を促進するため、情報発信の充実に努めます。 ⑦ 地域に応じた介護サービス基盤の確保、及び相談体制の強化に取り組めます。 ⑧ 「くまの版ネウボラ」（※）を推進し、妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援を行います。	産業観光課 健康推進課 高齢者支援課 子育て支援課

方向性	内 容	担当課
し、発生防止と根絶に向けて、関係機関と連携しながら対策を強化し、人権擁護に努めます。	(5) パートナーに対する暴力やセクシャル・ハラスメントの ① パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）(※)、セクシャル・ハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向け、関係法令等の周知徹底と意識啓発を推進します。 ② 暴力を助長する恐れのある内容の広告物や図書等の排除など、有害環境の浄化活動を推進します。 ③ 女性を対象とした性犯罪を防止するため、地域における防犯活動や啓発推進に取組みます。 ④ 道路・建物・公園等、都市基盤の整備にあたっては、犯罪の起きにくい構造・設備となるよう配慮します。 ⑤ 性別に関わらず、悩みを安心して相談できる窓口の設置や、広島県子ども家庭センター・広島県立婦人相談所等の周知に努めます。 ⑥ DV 防止対策関係機関連絡会議を設置し、県・関係団体と連携して、被害者に対する迅速な支援・救済に努めます。 ⑦ 障害者虐待防止ネットワーク会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議及び児童虐待防止ネットワーク会議の設置や、虐待防止に関する啓発活動を行います。	建設課 都市整備課 社会福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 防災安全課 教育総務課 生活環境課

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは・・・

「仕事」と「生活」の調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことを言います。

仕事が充実していると生活にゆとりを持つことができ、生活が充実することで仕事のパフォーマンスが向上する好循環を目指すものです。

内閣府は、仕事と生活の調和が実現すれば、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会となる」としています。

※くまの版ネウボラとは・・・

くまの・こども夢プラザに保健師を配置し、子育て家庭が安心して子供を育てることができるよう相談支援体制を強化しています。

※ドメスティック・バイオレンスとは・・・

英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」を表現されることもあります。

この用語については、明確な定義はありませんが、日本では主に「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。

第5章 プランの推進

1 推進体制の整備

(1) 町職員の男女共同参画への意識の高揚

男女共同参画の視点に立った行政を推進するためには、町職員が男女共同参画の意識をしっかりと持つ必要があることから、職員への情報提供や研修機会を設定し、意識の高揚を図ります。

(2) 国・県・関係機関との連携

社会情勢を把握しつつ、国・県・関係機関との連携を図りながらプランを推進します。

(3) 町民との協働体制づくり

町民が主体的に男女共同参画を推進していけるよう、地域の団体・グループ、企業等との連携を密にし、プラン内容の周知、各種情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努めます。また、自主的な活動を行っている各種団体等との連携を図ります。

2 相談等への対応

性別による差別的取扱いや男女共同参画を阻害する問題についての相談や、町が実施する施策についての意見については、関係機関と連携して適切に対応します。

3 プラン進捗状況の点検・評価

プランの実行を実現するため、庁舎内において、各課にまたがる企画、調整を行う「P l a n（計画）・D o（実行）・C h e c k（点検）・A c t i o n（改善）」のPDCAサイクルによる点検・評価を行います。

資 料

■ 熊野町男女共同参画プラン策定委員会名簿

五十音順・敬称略

所 属	名 前	備 考
	伊藤 真由美	旧くまのセミナー代表者
熊野町議会	沖田 ゆかり	
国際ソロプチミスト熊野	梶山 陽子	会 長
熊野町人権擁護委員	片川 光	
熊野町小中学校長会	坂口 直美	
熊野町PTA連合会	清水 徹	
熊野町社会教育委員会	城本 健司	
熊野町PTA連合会	田口 裕章	副会長
熊野町商工会	竹爪 憲吾	
熊野町女性会	西本 恵美子	
熊野町議会	民法 正則	

■ 策定経過

第1回策定委員会 令和3年3月11日 書面開催

- ・住民アンケート調査の実施概要について
- ・新型コロナウイルス感染症の影響から、書面開催とした。

第2回策定委員会 令和3年11月24日 熊野町役場 会議室

- ・熊野町男女共同参画プラン（第三期）の策定案について
- ・内容や文言について協議を行った。

第3回策定委員会 令和4年1月27日 書面決議

- ・パブリックコメント（意見募集）の実施結果について
- ・熊野町男女共同参画プラン（第三期）の策定案について
- ・新型コロナウイルス感染症の影響から、書面決議とした。

■ 参画基本法

[男女共同参画基本法についてはここをクリックしてください](#)

■ 参画関係の動き、用語集

[国における男女共同参画に関する取組についてはここをクリックしてください](#)

[広島県における男女共同参画に関する取組についてはここをクリックしてください](#)

[男女共同参画に関する用語についてはここをクリックしてください](#)